

# 教育委員会会議録

( 定例会 )

平成28年10月27日開催

さいたま市教育委員会

- |   |         |        |                |       |
|---|---------|--------|----------------|-------|
| 1 | 期       | 日      | 平成28年10月27日(木) |       |
| 2 | 場       | 所      | 教育委員会室         |       |
| 3 | 開       | 会      | 午後2時00分        |       |
| 4 | 出       | 席      | 委員             | 大谷幸男  |
|   |         |        | 委員長            | 石田有世  |
|   |         |        | 委員長職務代理者       | 平澤奈古  |
|   |         |        | 委員             | 野上武利  |
|   |         |        | 委員             | 武田ちあき |
|   |         |        | 教育長            | 稲葉康久  |
| 5 | 議場      | に出席した者 |                |       |
|   |         |        | 副教育長           | 村瀬修一  |
|   |         |        | 管理部長           | 久保田章  |
|   |         |        | 学校教育部長         | 五十嵐圭一 |
|   |         |        | 生涯学習部長         | 平沼智   |
|   |         |        | 学校教育部参事兼高校教育課長 | 楨拓治   |
|   |         |        | 教育総務課長         | 西林正文  |
|   |         |        | 教職員課長          | 渡邊祐子  |
|   |         |        | 教職員課副参事        | 岡村洋彦  |
|   |         |        | 文化財保護課長        | 野尻靖   |
| 6 | 会議録署名委員 |        | 武田 ちあき         |       |

## 7 議事等の概要

大谷委員長           ただ今から教育委員会会議を開会いたします。本日は傍聴を希望する方はいらっしゃいますか。

書記                   いらっしゃいません。

大谷委員長           本日の会議録の署名委員は、武田委員にお願いいたします。  
ここで、教育長から発言があります。

教育長                本日の会議に追加案件として報告第12号「特定事業契約について」及び議案第57号「平成28年度さいたま市優秀教職員について」を提案いたします。

大谷委員長           わかりました。  
本日の議案のうち、議案第56号は個人情報に関する案件、57号は人事に関する案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員                <異議なし>

大谷委員長           それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げました議案は非公開といたします。  
本日の会議の順番ですが、まず、教育長の報告を行い、次に公開議案であります議案第53号から55号まで、非公開議案の第56号、57号の順で行います。

### 報告第12号 特定事業契約について

大谷委員長           それでは「教育長の報告」を行います。

教育長                報告第12号「特定事業契約について」は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会会議を招集するいとまがないことから、改正前のさいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、臨時代理いたしました。よって御報告します。

大谷委員長           それでは、報告第12号につきまして、事務局から説明をお願いします。

高校教育課長        報告第12号につきまして、御説明いたします。

さいたま市立中等教育学校（仮称）の整備、維持管理及び運営業務を目的とした、総合評価一般競争入札による特定事業契約でございます。契約金額は84億5,210万4,688円、契約の相手方は株式会社さいたまホームユナイテッドでございます。

こちらの契約議案につきましては、10月21日の9月定例会本会議において、議決をいただきました。A3版の資料「さいたま市立中等教育学校（仮称）整備事業に係る特定事業契約について」を御覧ください。こちらは、文教委員会の議案審査における説明資料でございます。

「1落札者の決定までの経緯」でございますが、平成28年1月4日に入札公告を、4月28日に入札書及び提案書の受付を行いました。2つのグループからの入札がございましたが、さいたま市PFI等審査委員会からの答申に基づき、10月6日に下の表の右側のユードイケーグループを落札者と決定いたしました。資料右側の「2さいたま市PFI等審査委員会における総合評価結果」につきましては、6月23日に行われたPFI等審査委員による提案審査の結果でございます。

次に、「3仮契約の概要」でございますが、落札者であるユードイケーグループの構成員等が設立した株式会社さいたまホームユナイテッドと、10月19日付けで仮契約を締結いたしました。その後、議決により本契約成立となっております。

4-1及び2ページの4-2につきましては、「契約約款の構成」と「主な条文」を示したものでございます。御確認をお願いいたします。

「5-1事業者提案の概要（基本方針）」を御覧ください。真ん中、太字の「世界への可能性を広げ、グローバルな人材を育てる子どもたちの学び舎の実現」をこの事業の基本方針としております。中央から見て、左上枠内では、国際バカロレア認定校やICT教育にふさわしい魅力ある高度な学習環境を創造する設計業務が、下枠内では、事業期間中、常に学習環境が良好な状態になるよう支える維持管理業務が提案されています。右下枠内では、おいしく安全な給食で、生徒の心身の健全な発達に貢献する運営業務が提案されています。

次に「5-2事業者提案の概要（役割分担など）」につきましては、各企業に行っていただく業務の概要を示したものでございます。

3ページを御覧ください。「5-3事業者提案の概要（設計・建設業務）」につきましては、提案されました校舎外観、右上に中庭のふれあい広場、その下に教育環境のイメージを掲載しております。

最後に「5-4事業者提案の概要（維持管理業務・運営業務・付帯事業）」につきましては、各業務の内容を示したものでございます。

今後、設計業務をはじめ、各段階において適宜御報告させていただきながら、平成31年4月の開校に向け、事業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

大谷委員長

4点質問します。まず、ユーディケーはどのような会社ですか。一部上場企業ですか。2点目ですが、現行の施設で引き続き使うものはありますか。3点目ですが、資料の3枚目に外観などの絵がありますが、こういったものは学校関係者への開示はされているのでしょうか。また、学校との意見交換はあったのでしょうか。最後に、人件費や資材費の高騰によって、契約額の変更というのはあり得るのでしょうか、以上お答えをお願いします。

高校教育課長

ユーディケーは、市内の企業の登録ランクSランクですので優秀な企業です。一部上場企業ではございません。

野上委員

昔の名前は浦和土建工業です。市の美術館やロイヤルパインズを施工した会社です。

高校教育課長

2点目ですが、既存の施設で使うものは体育館のみでございます。3点目ですが、周知はまだ行っておりません。今後行う予定で、学校との意見交換も現時点では行っておりません。4点目ですが、契約額の変更は起こりうる可能性はあります。

大谷委員長

それでは、この件は終了といたします。

- 議案第53号 文化財の指定について
- 議案第54号 文化財の指定解除について
- 議案第55号 文化財の指定解除について

大谷委員長

続きまして、議案第53号から55号まで、一括して事務局から説明をお願いします。

文化財保護課長

議案第53号について御説明いたします。資料の1ページから3ページまでを御覧ください。

中央区本町東にあります「与野小村田氷川神社本殿」1棟を新たに市の文化財に指定しようとするものでございます。この本殿は、残された棟札から、江戸時代の中頃、宝永5年、西暦で申しますと1708年の建築ということが明確なものとなります。ちなみに、この宝永5年という年は、富士山が中腹から噴火し、今でも大きな火口が残る

宝永噴火のあった翌年となります。この本殿の特徴は何と言っても、構造が二間社だということになります。ここで、追加でお配りいたしました参考資料を御覧ください。この図面は、建物を上から見た平面図となります。通常、二間と申しますと、長さを示すのが一般的ですが、建築の場合は長さではなく、正面の柱と柱の間がいくつあるのかということになりまして、二間社とは、柱と柱の間が二つあり、それぞれに扉が付くといった、いわば二間長屋や二世帯住宅といった構造を持ちます。つまり正面から見ると柱は3本、扉は二つあることとなります。通常、建築物の場合、三重の塔、五重の塔、あるいは京都の三十三間堂などに代表されるように、奇数の構造を持つのが一般的になります。偶数の構造というのはあまり存在いたしません。蛇足ではございますが、3月の桃の節句、5月の端午の節句、7月の七夕など、中国から伝わったいわゆる節句というものもすべて奇数となっております。これは、奇数をめでたい数字、偶数を不吉な数字とする考え方があったことにちなむものと言われております。しかしながらこの与野小村田氷川神社本殿は、先ほど申し上げましたとおり、二間社という偶数の構造を持っております。それだけでも珍しい事ではあります。それに加えて、実は二間社の氷川神社というものがいくつか市内には存在しておりますが、余り市外では例のないこととなります。それは、かつての、時代的には中世ですが、大宮氷川神社本殿の姿が二間社であり、各地に大宮の氷川神社を勧請、つまり神様を分祀する際に、大宮氷川神社本殿の構造をそのまま踏襲あるいは模倣しているのではないかということが最近の研究でわかってまいりました。このことは、大宮氷川神社のお膝元であるさいたま市で、氷川信仰が市内に伝播していくときの一つの特徴と言えるものになります。

さいたま市文化財保護審議会はこの文化財の価値を認め、さいたま市教育委員会に対して「指定すべき」と答申していることから、今回指定させていただきたいと考えております。

続いて、議案第54号について御説明いたします。資料の4ページから6ページまでを御覧ください。

市の天然記念物として指定されておりました緑区大門の個人宅の「アケビ」の指定解除をしようというものでございます。

昭和39年に、アケビとしては幹が太く古木であり、貴重な価値を有していることから、市の天然記念物に指定したものでございますが、指定から50年経過した現在は、指定当時のアケビは枯死して既に消失し、根元から「ひこばえ」が残っているのみとなっております。

現況では指定文化財の価値を有していないことから、さいたま市文化財保護審議会からさいたま市教育委員会に対して「指定解除すべき」との答申があったため、今回指定解除させていただきたいと考え

ております。

次に、議案第55号について御説明いたします。資料は7ページから9ページまでを御覧ください。市の天然記念物として指定されておりました緑区大門の寺院にある「大興寺のヒヨクヒバ」の指定解除をしようというものでございます。

昭和43年に、高さ30mほど、根回り4.6mだった時に指定をいたしました。平成14年の台風で大きく損傷し、幹が上下に切断されてしまいました。その後、10年以上たった現在、残った下側の部分の幹の内部も腐食が進んでいる状態で、既に文化財としての価値を失っていると判断したものでございます。

現況では指定文化財の価値を有していないことから、さいたま市文化財保護審議会からも「指定解除すべき」との答申を得ており、今回指定解除させていただきたいと考えております。

平澤委員

アケビとヒバについて、枯死したり折れてしまったのはだいぶ前だと思いますが、これまで指定解除されなかったのは何か理由があるのでしょうか。

文化財保護課長

御指摘のとおり、そういう直接的な原因が起こったのはだいぶ前でした。ただいきなり指定解除するのではなく、何らかの方法でその木を生き治らせるというか、何かできないかということでこの数年間やってきて、その結果なかなか無理だろうという判断をいただいたということでございます。

大谷委員長

与野小村田氷川神社は、宮司がいるようなきちんと管理されている神社なのでしょうか。また、造営以来、火事などで再建されたりはしていないのでしょうか。

文化財保護課長

この与野小村田氷川神社は宗教法人で、神社の場合は、複数の神社を一人の宮司が管轄するということがあり、この神社もその一つです。宮司は違うところに住んでいますが、地元の氏子の組織もしっかりしており、運営や管理も問題なくできております。2番目でございますが、火事等の災いを受けていないかということですが、資料の2ページ目、下の方に細かい文字がたくさんあるものがございまして、「棟札」と呼ばれるものです。建物を作ったときは、いつ誰がどういう目的で作ったのかを示してこれを建物に入れますが、これが宝永5年ということで、神社に残されている様式から見てもその頃の神社様式だということがわかっていることから、火事には遭っていないと判断しております。

武田委員

この神社はイオン与野の近くにある神社だと思いますが、今回文化財に指定されるということで地域の方々はお喜びだと思います。地域の子供たちが自分たちの地域に文化財があるということを学習に生かす可能性というか、今回の指定を近隣の学校に知らせて社会科見学で使えるよう紹介するというか、何らかの鑑賞は行われるのでしょうか。

文化財保護課長

御指摘のように文化財は指定するだけでなく、その後どう活用するかが大事であり、児童生徒だけでなく、地域の住民の方にも積極的にアピールして、神社ですので何かでイベントで使うわけにはいきませんが、こういったものが地元にあるという宣伝はしていきたいと思います。

武田委員

この前館岩少年自然の家へ行ったときに、資料室に唐箕<sup>とうみ</sup>というものがあって、私の子供が以前館岩に行ったときに脱穀するの<sup>とうみ</sup>に唐箕<sup>とうみ</sup>があって面白かったという話は聞いていましたが何のことかわからなくて、実際に見てわかりましたが、そういう古いもの、歴史的なものは今の子供は興味のある子が多いので、是非こういった興味深いものについては広めていただければと思います。

大谷委員長

それでは、議案第53号、第54号、第55号につきましては、一括して原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

大谷委員長

出席委員全員の賛成により、議案第53号から55号までは原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

<事務局職員入替え>

議案第56号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案とおり可決>



議案第57号 平成28年度さいたま市優秀教職員について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

8 閉 会 午後3時3分